

～旧社町区域にお住まいのみなさまへ～

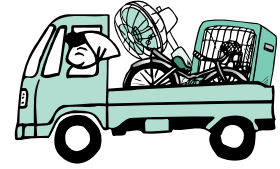
粗大ごみの処理について

旧社町区域にお住まいの方を対象に、粗大ごみの処理を下記のとおり行います。

【日 時】 5月14日(日) <雨天の場合は21日(日)>

【搬入場所】 上中埋立処分地

【搬入時間】 社・福田地区…………… 8:00～12:00
米田・上福田・鴨川地区…… 13:00～15:00



【その他】 旧社町の住民であることを確認するため、入り口で運転免許証を提示していただきますので、ご協力をお願いいたします。

注意 旧社町区域にお住まいの方以外の人や事業所からのごみは搬入できません。

取り扱いできないもの

種類	品目
家庭電気製品類 電気のコードは切り取ってください	A ワープロ、プリンター、スキャナー、ビデオデッキ、ステレオなど
	B 掃除機、電気ストーブ、扇風機、ドライヤーなど
	C 石油ファンヒーター、石油ストーブ（燃料は必ず抜いてください）
大型プラスチック類	D バケツ、コンテナなど（プラスチックだけのもの）
	E ベビーカー、おもちゃなど（金属部品付のもの）
二輪車類	F 自転車、バイク、一輪車、三輪車など
農機具	G 草刈機など
金属類	H ガスレンジ、電子レンジ、湯沸器、米缶、その他金属製品 など

取り扱いできるもの

種類	品目	処理方法
パソコンリサイクル対象	パソコン全般、ディスプレイ（CRT、液晶）、キーボードやマウスなどの付属品	製造メーカーに引き取ってもらってください。 http://www.pc3r.jp のホームページなどで確認ください。
家電リサイクル対象	エアコン、テレビ（ブラウン管方式）冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫	家電小売店などに引き取ってもらってください。
家具類	タンス、机、椅子、ベッド、応接セット、ピアノ、布団類 など	直接小野クリンセンターへ。 所在地 小野市天神町538-1 電話番号 0794-62-6250 受付時間 平日 / 8:30～16:30 土曜・祝日 / 8:30～11:30 (第2土曜は休み) 日曜、年末年始は搬入できません。
建具類	ふすま、窓のサッシ、しょうじなど	
その他	流し台、あんま機、畳、カーペット、ミシン、オルガンなど	購入業者又は専門業者へ。
	消火器、バッテリー、タイヤ、ガスボンベ、豆炭あんか、スレートなど	
土砂類	瓦、レンガ、ブロック、土砂など	後日、社庁舎窓口センターで手続き後、上中埋立地へ。 (業者がかかわることなく、あくまでも個人が行う一般住宅の解体に伴うもので、原則として本人が搬入)
紙・布類	新聞、雑誌、広告、段ボール、古布など	PTA等が行う資源ごみ回収へ出してください。

問い合わせ 加東市生活課(滝野庁舎) ☎48-3528

消費生活相談の窓口

住宅用火災警報器の
悪質訪問販売に注意!

Q 「消防署から来た。住宅用火災警報器をすぐに設置しないと罰金」と訪問されたが、信用できるか？

A 住宅火災による死者が増加傾向にあることから、すべての住宅について住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。(新築の住宅では平成十八年六月一日から、既存の住宅では平成二十三年五月三十一日までに、住宅用火災警報器などの設置が必要となります。)

しかし、消防署や市役所が直接販売したり、特定の業者に販売を依頼することはありません。「今すぐ設置しないと罰金」と、「今だけ特別に安くする」といった手口に注意しましょう。

つい契約してしまった場合でも、契約書面受領日を含めて八日以内であれば、書面により無条件で解約(クーリングオフ)できます。

購入を強引にすすめる業者には注意しましょう。その場ですぐに契約せず、他と比較してから決めることです。

くわしいことは、消費生活相談コーナーまで。

相談日 毎週水・金曜日(祝日は除く)
午前九時～午後四時

場所 加東市役所滝野庁舎
市民生活部生活課

相談員 消費生活アドバイザー・消費生活専門相談員 角田知子さん

問い合わせ 加東市生活課(滝野庁舎)

☎48-3507